

答 申 の 概 要

| | | | |
|--|--|-------|------------|
| 件 名 | 学籍簿に記載された自己の学業成績の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求 (諮問第25号) | | |
| 本件対象個人情報 | 昭和○年度入学看護○学科第○回生学籍簿（私のもの）及び学業成績証明等 教科Aと教科Bの評定が不可と記述されていること | | |
| 主な決定理由 | 訂正を行うべきであるとする客観的な根拠が確認できなかったため。（静岡県個人情報保護条例第31条第2項） | | |
| 実施機関 | 静岡県知事 | | |
| 諮問庁 | 静岡県知事 | | |
| 諮問年月日 | 平成28年9月21日 | 答申年月日 | 平成29年2月17日 |
| 主な論点 | <p>1 審査請求人が訂正を求めている各科目の評定欄の記載は、静岡県個人情報保護条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。</p> <p>2 諮問庁に、静岡県個人情報保護条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか。</p> | | |
| <p>審査会の結論</p> <p>実施機関が行った訂正しない旨の決定は、妥当である。</p> | | | |
| <p>審査会の判断</p> <p>1 本件訂正請求について 本件における訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）は、諮問庁が審査請求人に開示した、東部看護専門学校の学籍簿に記録された保有個人情報について、特定の教科A及びBの評定欄における「不可」との記載について、教科Aについては「優」に、教科Bについては「可」に訂正するよう求めるものである。</p> <p>2 訂正請求対象情報該当性について 静岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第28条第1項は、何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができることと定めており、ここに「事実」とは、その正誤が客観的に判定できる事項をいうと解されている。 審査請求人が本件訂正請求で訂正を求めている情報は、各科目の評定欄の記載であり、諮問庁の説明によれば、評定は、60点未満が不可、60点から69点が可、70点から79点が良、80点以上が優というように、学科試験の点数をもとになされるところであるから、客観的に正誤を判定できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。</p> <p>3 訂正の要否について 訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないと解される。 以下、本件訂正請求に理由があると認められるか否かについて、検討する。 ア 審査請求人は、本件対象保有個人情報の訂正を求める理由として、おおむね次のように主張している。 (ア) 本件対象保有個人情報の記載が正しいとすれば、卒業認定にも合格せず、看護師国家試験受験資格を得ることができないはずで、自分が看護師資格を得ているという現状と矛盾する。 (イ) 「不可」と記載された部分は、文字のバランスが不自然で、後日、「不」の文字の印鑑を押したように見える。 (ウ) 「不可」とされた科目は得意科目であったため、60点以下をとった覚えもなく、不可とはなっていないため、自分の記憶と異なる。 イ これに対して、諮問庁は、諮問書及び当審査会事務局職員をして行った確認に対する回答において、以下のように説明する。 (ア) 看護師国家試験については、審査請求人が東部看護専門学校に在籍していた当時も保健師助産師看護</p> | | | |

師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づく指定看護師養成所を卒業した者に受験資格が認められており、東部看護専門学校卒業者には、同試験の受験資格が認められることになる。そして、当時は単位制への移行前で、卒業するには所定の授業時間数を履修する必要があるとされていたところ、審査請求人は当該必要時間数を履修しており、また、不可が 2 科目を超えておらず留年対象ともならないため、卒業要件は満たしていたものである。

よって、審査請求人が看護師国家試験の受験資格を取得できたことと本件対象保有個人情報の記載内容との間に矛盾は認められない。

(イ) 現在、成績評価に係る事務処理はパソコンで行われ、ゴム印は使用していない。校内に残っているのは「不」と「可」の文字が一体となったゴム印であったが、当時の学籍簿の記載に係る取扱いについて明確には確認できなかった。

(ウ) 審査請求人の卒業時に本人に交付された成績通知等が訂正の根拠書類として考えられるため、諮問庁が訂正請求の趣旨が事実と合致することを示す書類を求めたが、審査請求人から提供されることはなかった。諮問庁においても、当時の担任等、関係者に対して関係資料の有無等について問い合わせたが、その存在を確認することができず、訂正を行うべきであるとする客観的な根拠は確認できなかった。

ウ 審査請求人のア(ア)の主張については、諮問庁がイ(ア)で主張するとおり、矛盾するものとは認められない。また、審査請求人のア(イ)の主張は、「不」と「可」の文字の並びの均衡についての主観的な印象であり、仮にバランスが不自然だとしても、当時「不」と「可」のゴム印を別々に捺印していたとすれば生じ得る現象であって、後日、「不」の文字のゴム印を捺印したものであると直ちに判断する根拠とまではいえない。さらに、審査請求人のア(ウ)の主張は、根拠資料を伴わない、自分の記憶と異なるという趣旨のものに過ぎない。

このように、審査請求人のいずれの主張も本件訂正請求を根拠付ける明確かつ具体的な根拠を提示しているとは認められず、しかも、諮問庁が当時の関係者に問合せをしても関係資料を確認できなかったというのであるから、条例第 30 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

したがって、諮問庁に条例第 30 条に基づく訂正義務があるとは認められない。